

資料 1

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費
交付金の在り方に関する検討会（第7回）
R3.4.16

これまでの議論の整理（案）

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

- | | | |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方 | P 2 – 4 |
| 2 | 国立大学法人運営費交付金の役割、課題 | P 5 – 9 |
| 3 | 第4期における運営費交付金配分の基本的な考え方 | P 10 – 11 |
| 4 | 各大学への運営費交付金配分の3つの要素の考え方 | P 12 – 17 |
| | （1）「客観的に算定できる基礎的な部分」 | P12 |
| | （2）「各大学の特有のミッション実現のために必要な部分」 | P13 |
| | （3）「各大学の実績状況等に基づいて配分される部分」 | P15 – 17 |
| 5 | 第4期国立大学法人運営費交付金の構成と評価のイメージ（案） | P 18 |
| 6 | その他 | P 19 |

1 国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方

- 国立大学のミッションは、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上、全国的な均衡ある発展、教育・研究成果の社会への還元。

教育基本法（抄）（昭和二十二年法律第二十五号）

第二章 教育の実施に関する基本（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（抄）（昭和二十二年法律第二十六号）

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（抄）（平成十五年法律第一百十二号）

第一章 総則 第一節 通則

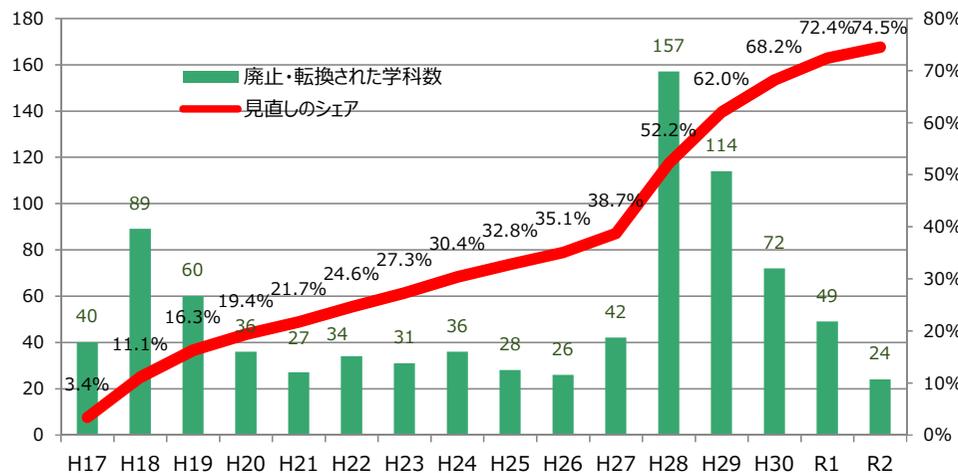
(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

- 平成16年の国立大学法人化後の改革により、学部・研究科の改組など組織の変革や、共同研究、受託研究等による外部資金の獲得増など財務構造の変革が進展。

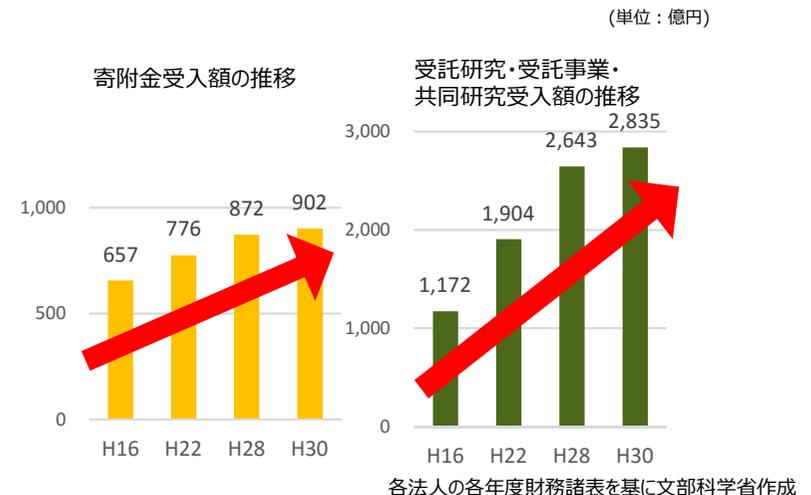
■ 国立大学の組織の見直し

平成16年度における国立大学の全学科数：1,161
平成17～令和2年度に廃止・転換された学科数計（延べ）：902



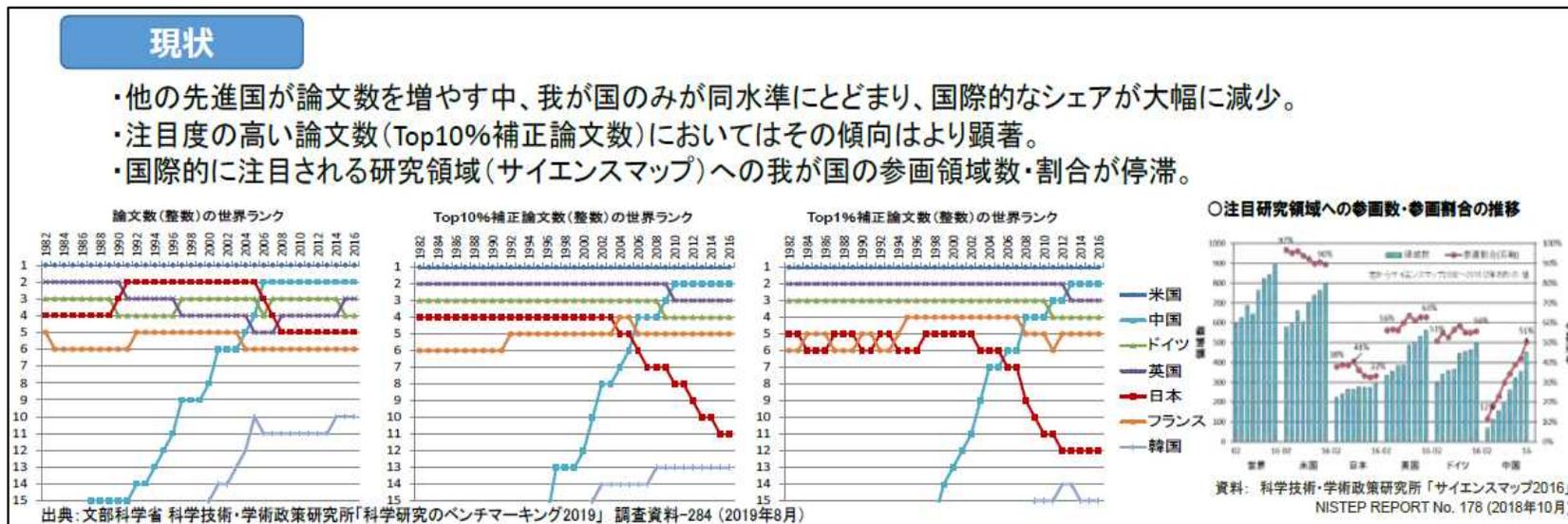
■ 国立大学法人の外部資金受入額の推移

国立大学における外部資金受入額は、法人化以降大きく増加



1 国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方

- 全体としての財務構造の変革の一方、個別の状況を見ると、大学の規模、組織体制等の特性によって実態は様々である。トップ層の研究大学に関しては、外部資金等の獲得が拡大しており、さらに、新たに創設された大学ファンドによる支援も踏まえる必要がある。トップ層に続く研究大学では、研究活動において論文輩出等に対する運営費交付金の役割が大きい。また、地方貢献を主とする大学や教員養成系大学では、運営費交付金の依存度・重要性が高いという実態がある。
- 国際的な研究力の相対的な低下、研究人材の流出などの課題や懸念がある。その一方で、経済再生やイノベーションによる産業の活性化等への貢献が求められている。



- さらに、AI・ビッグデータ活用など技術革新を踏まえたSociety5.0への社会変革や、新型コロナへの対応をはじめとした次世代ヘルスケアへの推進、ポスト・コロナに向けたグリーン・リカバリーの取組、カーボンニュートラルへの挑戦、SDGsの取組、地方創生などを先導することへの社会的な期待・要請もある。



1 国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方

- 我が国が抱える多種多様な課題に対し、知と人材の集積拠点である国立大学がこれらの課題解決や社会変革の原動力となっていくべきだが、国立大学だけが孤軍奮闘しても最適解を産み出し続けることは困難。
- 第4期に向けて、国立大学法人はそれぞれのミッションに基づいて、社会の様々なステークホルダーとのエンゲージメント[※]を通じ、機能を拡張し、社会変革や地域の課題解決を主導していくことが必要。

※ 主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与により、築き上げた信頼関係をもとに、責任を果たし、相互理解を得て、互恵的に協働すること

- 第4期に向けて、自律的・戦略的な法人経営を促す観点から、国が国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を大枠の方針（大綱）として示し、各大学がそこから自身のミッションとして位置付けるものを選択するなど中期目標・中期計画の在り方の見直しも進められている。

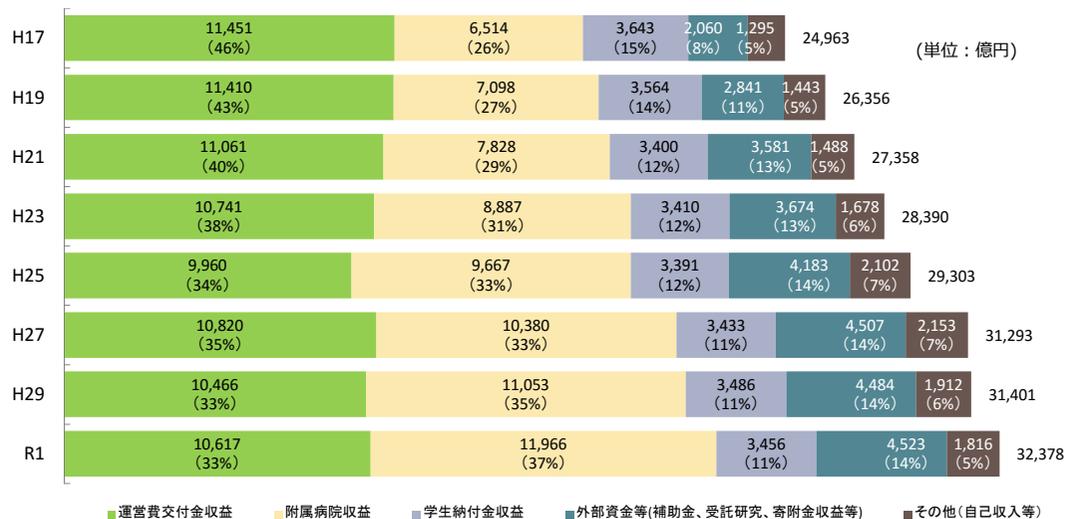
2 国立大学法人運営費交付金の役割、課題

1. 国立大学の活動基盤の充実の必要性

- 運営費交付金は、国立大学法人がそれぞれ6年間の中期目標・中期計画に基づき継続的・安定的に教育研究活動を行うための、人材確保や教育研究環境の整備に必要な基盤的経費。
- 国立大学法人等の経常収益の推移は、平成17年度の2.4兆円から令和元年度は3.2兆円となっており、14年間で1.3倍に増加。経常費用も同様に推移しており、その事業規模は法人化後急速に拡大している。
- 経常収益の増加の主な要因は、附属病院収益や、外部資金等の増によるものである。このことは、国立大学が高度先端医療の実施や共同研究・受託研究等を通じて経済・社会への貢献や地域課題の解決に貢献しており、その活動の割合の増加を表している。
- 第4期中期目標期間に向けてはさらに、社会の様々なステークホルダーとのエンゲージメントを通じ、社会変革や地域の課題解決を主導していくことが必要である。

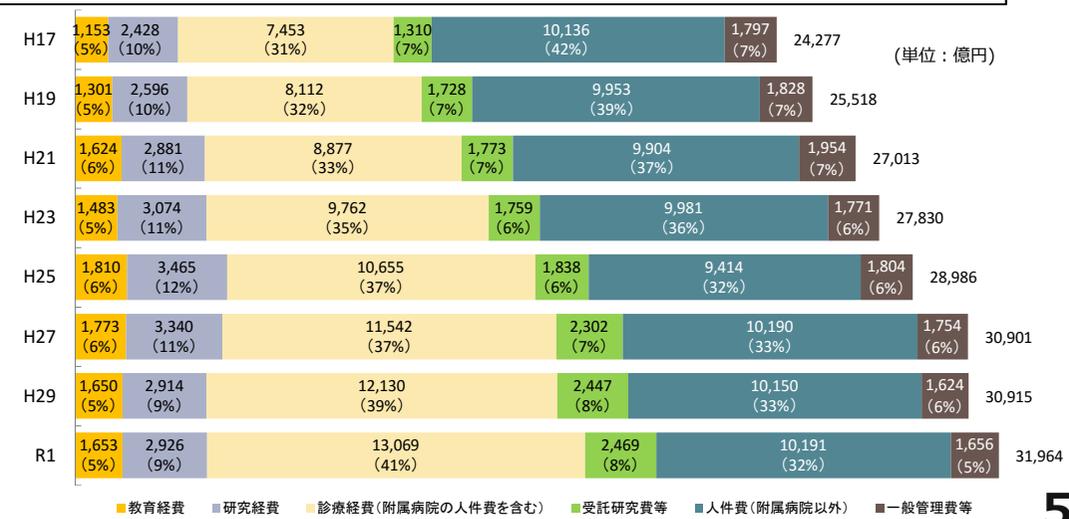
■ 国立大学法人等(90法人)の経常収益の推移

国立大学法人等の決算ベースによる経常収益は、高度先端医療の実施等に伴う附属病院収益の増加や共同研究や寄附金といった外部資金の受入額増に伴い、**全体として増加傾向**。



■ 国立大学法人等(90法人)の経常費用の推移

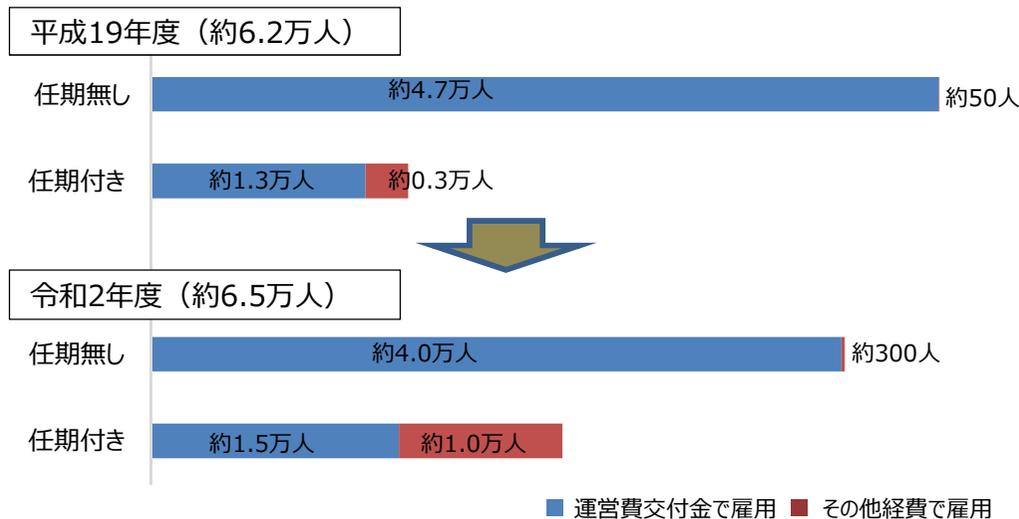
国立大学法人等の決算ベースによる経常費用については、教育研究の高度化や国立大学等が果たすべき役割の多様化に加え、光熱水料の単価の上昇、消費税増税といった外的要因もあり、**全体として増加傾向**。(平成17年度と比して約1.3倍)



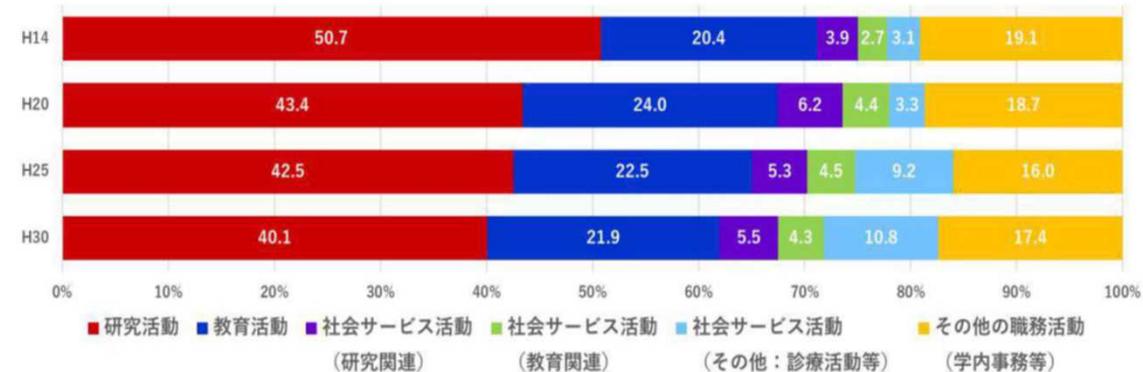
2 国立大学法人運営費交付金の役割、課題

- 一方で、国立大学の活動を担う人員体制に着目すると、経常費用における人件費は増加しておらず、本務教員数は平成19年度の約6.2万人から令和2年度は約6.5万人へと増加しているものの、内訳を見ると、外部資金による任期付き教員数が大きく増加しているが、任期のない教員数は減少している。
- こうした体制のもと、国立大学の基礎的な研究にかかる工フォートが相対的に手薄になるのではないかという懸念がある。
例えば、国立大学教員の職務活動時間割合を法人化前と比較すると、他の活動割合が増加若しくは微減の中で、研究活動の割合が1割以上減少している。

■ 本務教員数推移（86大学計）



■ 国立大学教員の職務活動時間割合の推移



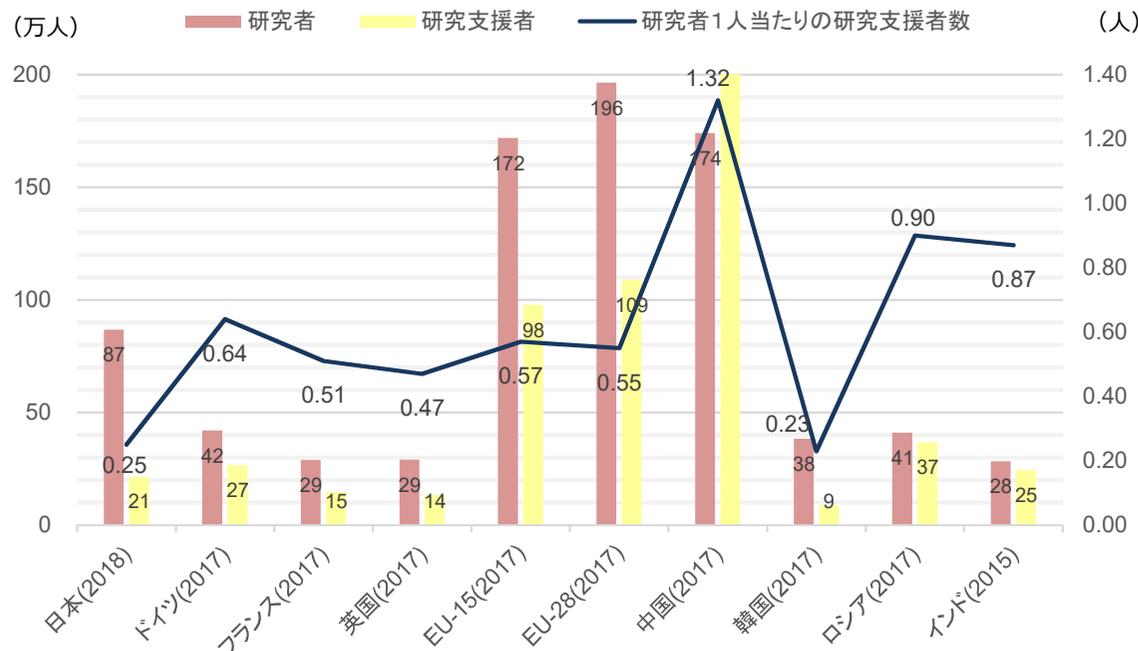
2 国立大学法人運営費交付金の役割、課題

- 国立大学と産業界・自治体等との連携・協働の源泉は国立大学における基礎的な研究である。産業界からも、国立大学には企業にはできないような将来につながる基礎的な研究を行ってほしいという声がある。
- 第4期に向けて、国立大学の基礎研究を強固にする必要がある。大学の現場からは、研究設備への投資とともにURAや研究補助者等の研究支援体制の不足を指摘する声がある。諸外国と比較しても研究者1人当たりの研究支援者数は少なく、我が国の研究支援体制を改善していく必要がある。

【参考】 科学技術・イノベーション基本計画 令和3年3月26日 より抜粋

URA等のマネジメント人材、エンジニア（大学等におけるあらゆる分野の研究をサポートする技術職員を含む）といった高度な専門職人材等が一体となったチーム型研究体制を構築すべく、これらが魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組を2021年度中に実施する。これにより、博士人材を含めて、専門職人材の流動性、キャリアパスの充実を実現し、あわせて育成・確保を行う。

■ 主要国等の研究者1人当たりの研究支援者数



- 注) 1. 研究者1人当たりの研究支援者数は研究者数及び研究支援者数より文部科学省で試算。
 2. 各国とも人文・社会科学を含む。
 3. 研究支援者は研究者を補助する者、研究に付随する技術的サービスを行う者及び研究事務に従事する者で、日本は研究補助者、技能者及び研究事務その他の関係者である。
 4. フランスの値は推計値である。
 5. 英国の研究者数の値は暫定値であり、研究支援者数の値は過小評価されている。
 6. EUの値はOECDによる推計値である。

資料: 日本: 総務省統計局「科学技術研究調査報告」
 インド: UNESCO Institute for Statistics S&T database
 その他の国: OECD, Main Science and Technology Indicators, Vol. 2019/10.

- 第4期に向けて、定常的な教育・研究に留まらず、新たな活動展開が求められる。その活動基盤として、新たな組織整備等も必要。
- こうした対応は、学内資源配分の見直しによって行うことが基本ではあるが、その上で、学術面でも経済社会への貢献でも大きな成果を上げた取組については、大学の経営判断のみに委ねるのではなく、国として戦略的に国立大学の活動基盤強化を支援する必要もあるのではないか。



- こうしたことからすると、社会の期待に応える国立大学の教育研究活動が十全に行われ、その成果が社会に展開されるよう、活動基盤を形成する運営費交付金の確保が必要。

2. 現在の運営費交付金にかかる課題

- 第3期中期目標期間においては、配分の仕組みとして「3つの重点支援の枠組み」による各大学が設定したKPIの評価に基づく配分や、共通指標による「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を導入し、評価に基づく配分が拡充された。
- 第3期の運営費交付金の配分に関しては、以下のような課題が指摘されている。

- ・ 3つの重点支援の枠組みについて、3つの枠組みから1つを選択することは各大学の活動に自らの枠をはめることに繋がっているのではないか
- ・ 各大学の強み・特色に基づく機能強化の方向性に応じた重点配分のために導入された「3つの重点支援の枠組み」が、共通指標に基づく一律的な評価・配分のために使われるという一貫性を欠いた状況になっているのではないか
- ・ 基盤的な教育研究活動を担保する運営費交付金において、毎年度評価対象経費や配分率が変更されることや、共通指標が毎年度変更されたりすることは、教育研究基盤の不安定化を招いているのではないか
- ・ 共通指標に基づく配分の評価指標について、学内での取組の状況の評価するものではなく、よりアウトカムを意識した指標に改善していくべきではないか
- ・ 共通指標に基づく配分について、運営費交付金全体に対する影響度が小さく、大学の意識や行動の変化には至っていないのではないか
- ・ 国立大学法人評価、運営費交付金における評価など国立大学法人に対する評価が多重であり、統廃合など評価の簡素化を図るべきではないか

等



- これまでの取組を踏まえつつ、指摘されている課題を整理し、運営費交付金の配分を通じて、国立大学がそれぞれのミッションを実現することを支えていける仕組みとすることが必要。

3 第4期における運営費交付金配分の基本的な考え方

- 第4期において、国立大学はそれぞれのミッションに基づき、様々なステークホルダーとのエンゲージメントの形成を通じ、機能拡張を果たしていく。
- 運営費交付金はそうした国立大学のミッション実現を支える。

- 我が国の高等教育・学術研究の中核である国立大学のミッションは、広範かつ多様である。
- すべての国立大学のミッションの基底には、全国的な高等教育の機会均等を確保する観点から、「大学」として必要不可欠な教育研究環境を備え、質の保証された教育研究を実施することがある。
- その上に、各国立大学の創設以来の経緯、組織体制、地域との関係などの中で育まれた強み・特色を背景に、それぞれ特有のミッションを担い、それに応じた教育研究や社会・地域貢献を行っている。

また、大学間、研究者間の連携を推進する観点から、共同利用・共同研究拠点などへの支援の仕組みも引き続き必要である。
- さらに、第4期においては、公共を担う経営体として、様々なステークホルダーとの連携、協働を通じ、その機能の外部展開を強め、ミッション実現を加速していくことも必要である。
- これらミッションを実現していくための経費を配分する中でも、各大学の教育・研究等の実績を測定してインセンティブを付与する部分も必要である。

3 第4期における運営費交付金配分の基本的な考え方

- 上述のような考え方を踏まえ、第4期中期目標期間の運営費交付金の在り方について、以下3つの要素に基づいて、算定や評価の在り方等について整理する。

(1) 「客観的に算定できる基礎的な部分」

→ 学生数等に応じて保証する基盤的な配分

(2) 「各大学の特有のミッション実現のために必要な部分」

→ 各大学が担う特有のミッション達成のために必要な配分

(3) 「各大学の実績状況等に基づいて配分される部分」

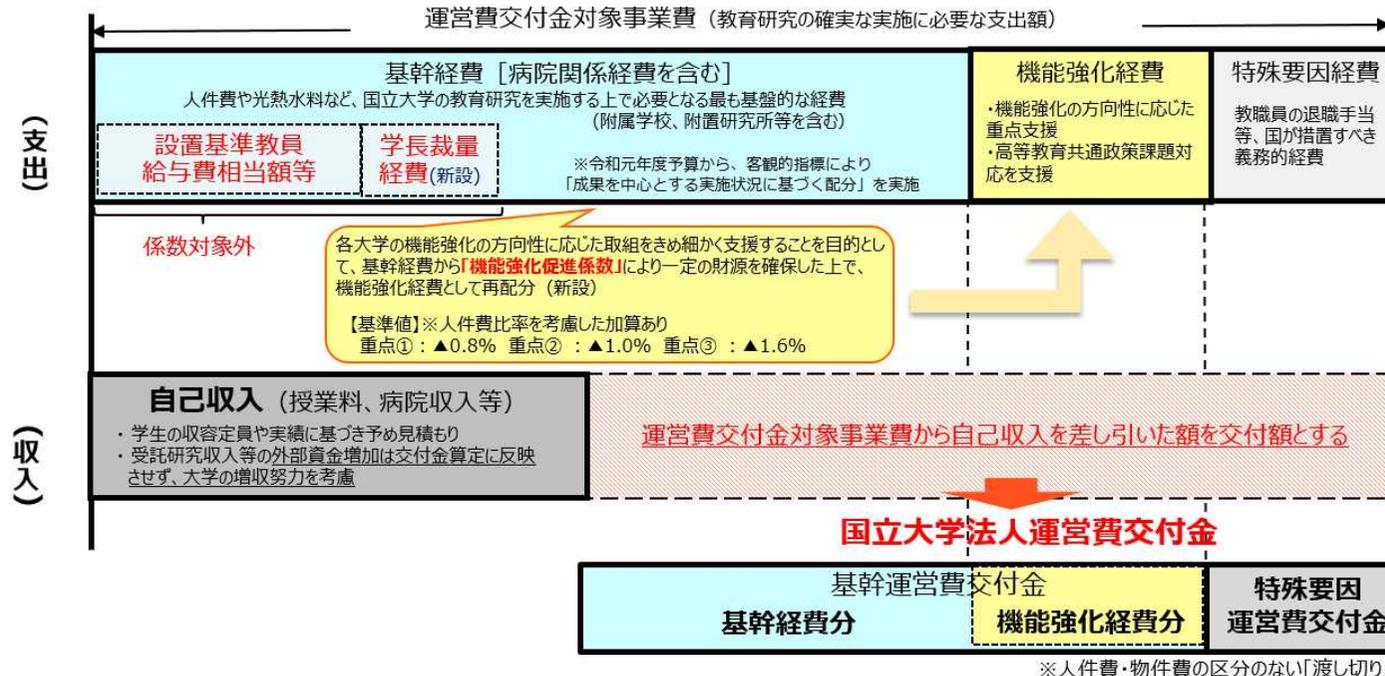
→ 大学の教育研究活動等の実績、成果等に基づく配分

4 各大学への運営費交付金配分の3つの要素の考え方

(1) 客観的に算定できる基礎的な部分

- 全国的な高等教育の機会均等を確保するというミッションに対応して、「大学」として必要不可欠な教育研究環境を保証するための、学生数・教員数を基礎として客観的に算定される部分が必要。
- 第3期中期目標期間では、大学設置基準等に基づく教員に係る給与費相当額等や学長裁量経費は「機能強化促進係数」の対象外として整理され、配分上確保されてきた。
- 第4期中期目標期間においては、上記の考え方のもと、学生の教育・研究に必要な経費も加えて「客観的に算定できる基礎的な部分」として、「係数」の対象外として整理してはどうか。

【参考】運営費交付金算定ルール概要（第3期中期目標期間）



(2) 各大学の特有のミッション実現のために必要な部分

(1)の部分に加え、「国立大学」としての各大学の特有のミッションに応じた取り組みを実行するために必要な部分

- ① 各国立大学の強みや特色を背景として担う特有のミッションに対応するために定期的に必要な事業や、大学設置基準等に基づく教員数とは別に措置される研究所やセンター等の組織運営にかかる経費が引き続き必要。
- ② 組織整備、設備整備や、研究拠点への支援など政策課題への対応を含めて、ミッションの実現を加速するための取組を支援するため、各国立大学からの申請・提案を評価し、効果的な取組に対して毎年度必要な支援を行う仕組みが必要。
- ③ 各国立大学が多様なステークホルダーとのエンゲージメントにより、社会変革の駆動力としての役割を果たすための取組を加速させるためには、各国立大学がそれぞれのステークホルダーにミッションを説明し理解を得て、その社会的インパクトに応じて新たな投資を呼び込む仕組みを創設することが不可欠であり、国として6年間の中期目標期間を通じてその動きをサポートする仕組みが必要ではないか。
 - その際、各大学がそれぞれのステークホルダーから投資を呼び込み、生み出す社会的インパクトを、中期目標期間の中間年度と最終年度に評価し、評価結果を次期中期目標期間開始時に大きく反映するべき
 - 社会的インパクトの評価は、ステークホルダーからの投資を含むエンゲージメントがどの程度機能しているかという視点を含め、評価を行うことが必要。その際、大学関係者だけではなく、産業界等の視点も入れて評価を行う事が必要。

係数による改革の促進

上記（2）各大学の特有のミッション実現のために必要な部分のうち

- ① ⇒ これまでも各国立大学に求められてきたミッションを定常的に遂行
- ②及び③ ⇒ これまで以上に国立大学の機能の外部展開を強化、社会変革や地域課題解決を主導し、ミッション実現をより加速

- 第4期に期待される国立大学の姿の具現化に向けて、特に、②及び③による新たな活動展開、研究等成果の社会還元が重要
- 各国立大学が、公共を担う経営体としての自覚の下、
 - ・これまで蓄積してきた知的資源を活用して、どのような活動展開をすることが、社会変革や地域の課題解決に繋がるか
 - ・そのために、学内資源をどう再構築するのが効果的か

という点を経営改革の重要な視点として持つよう促していくことが必要



- こうした意識改革を促すとともに、一定の財源を確保するために、第3期に引き続き、係数の仕組みが必要

4 各大学への運営費交付金配分の3つの要素の考え方

(3) 各大学の実績状況等に基づいて配分される部分

(1)の「客観的に算定できる基礎的な部分」及び(2)の「各大学の特有のミッション実現のために必要な部分」を合わせた大学の活動全体を客観・共通指標により評価

- 教育・研究活動の現場における行動変容を生み出す仕組みとして、各大学の教育、研究、社会貢献の成果・実績等を評価し、その結果に応じて十分なメリハリを付けた再配分を行うことが必要。
- 共通指標については、よりアウトカム指標に集中・特化するよう指標の厳選が必要。
- 定量的に厳密な評価が可能な研究面及び教育面の指標へと見直す。
- 共通指標による評価のグループ分けに当たっては、各大学の意向だけでなく、規模等の客観的な要素もグループ分けの観点とすることが必要。
- 国民に対して予算を毎年度有効に配分していることを示す観点からは、毎年度配分のための評価を行う必要がある。

■令和3年度予算 成果を中心とする実績状況に基づく配分

配分指標・配分対象経費		1,000億円
【教育】 120億円	教育 卒業・修了者の就職・進学等の状況	45億円
	教育 博士号授与の状況	45億円
	教育 カリキュラム編成上の工夫の状況	30億円
【研究】 455億円	研究 若手研究者比率	150億円
	研究 交付金等コスト当たりTOP10%論文数(重点③のみ)	115億円
	研究 常勤教員当たり研究業績数	95億円
	研究 常勤教員当たり科研費獲得額・件数	95億円
【経営】 425億円	経営 常勤教員当たり受託・共同研究受入額	95億円
	経営 人事給与とマネジメント改革状況	70億円
	経営 ダイバーシティ環境醸成の状況	15億円
	経営 会計マネジメント改革状況	70億円
	経営 寄附金等の経営資金獲得実績	150億円
	経営 施設マネジメント改革状況	25億円

指標毎の配分率

重点支援の枠組内における位置	配分率
上位10%以内	120%
20%以内	115%
30%以内	110%
40%以内	105%
50%以内	100%
70%以内	95%
80%以内	90%
90%以内	85%
90%未満	80%

共通指標による評価のグループ分けの方向性

- 第3期中期目標期間における「3つの重点支援の枠組み」によるグループ分けを踏まえつつ、各大学の規模、組織体制の観点から新たなグループ分けへの見直しを行う。

(グループ分けの視点の例)

事業規模、指定国立大学法人、医学部の有無など学部等の構成、博士課程の規模 等

共通指標の見直しの方向性

- 共通指標については、現行の指標を踏まえつつ、e-CSTI等も活用し、さらに客観的・定量的なものとするとともに、よりアウトカム中心のものとなるよう厳選して見直す。
- グループの特性等に応じた重み付けをしながら、以下のような指標を適用する。
 - ・教育・人材育成に関する指標
 - ・研究に関する指標
 - ・経営の強化に関する指標
 - ・共同利用・共同研究の状況に関する指標 等

4 各大学への運営費交付金配分の3つの要素の考え方

■ 第3期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金における「3つの重点支援の枠組み」

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学

名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

16大学

5 第4期国立大学法人運営費交付金の構成と評価のイメージ（案）

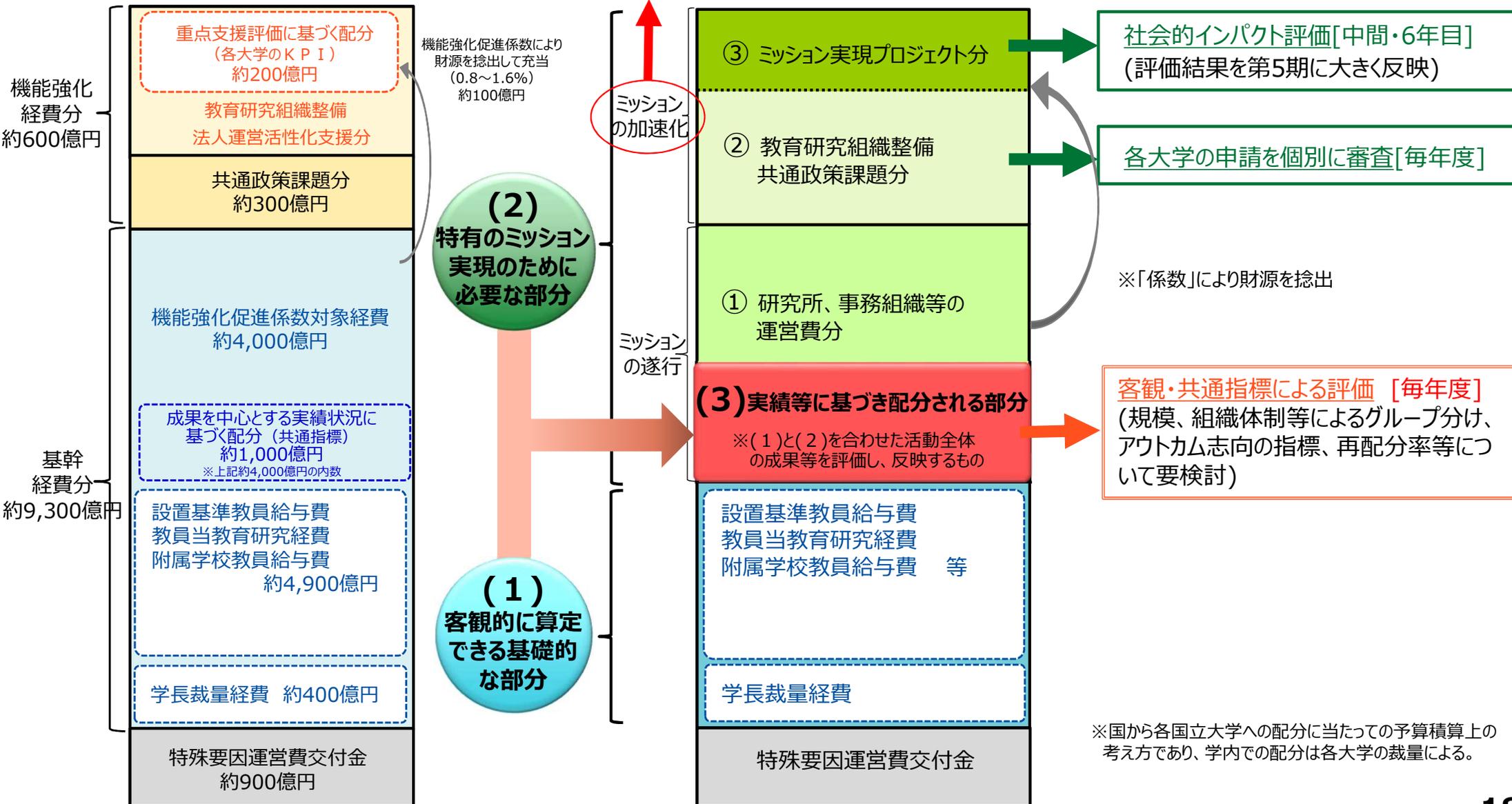
第3期

第4期

運営費交付金の
構成イメージ（案）

評価のイメージ（案）

様々なステークホルダーとの
エンゲージメント形成や機能拡張を推進



令和3年度予算イメージ

- 執行部だけではなく、各部局も含めた大学全体としてミッション実現に取り組むための意識共有を図る観点からも、学内での資源配分における工夫が必要。
- 不正経理、会計検査院の不当事項、入試不正など国立大学法人の信用失墜行為に対する措置について検討。
- 退職手当等の国が措置すべき特殊要因経費や、民間資金等の獲得により収入の増加が図られた場合には運営費交付金を減額せず各大学の増収努力を考慮する現行の扱いは、引き続き維持。